

## 平成 27 年における労働災害防止「アンダー 9 運動」実施要領

### 1 趣旨

平成 26 年の労働災害は 12 月末現在、死亡者は 9 人、死傷者数は 1,318 人で前年同期比 29 人（2.2%）増加している。

平成 27 年においては、労働災害を減少に転じさせるため、死傷者数の大幅な減少と年間死亡者数を 9 人以下とすること及び第 12 次労働災害防止計画の目標である平成 24 年と比べ平成 29 年までに死傷者数の 15%以上減少を達成するため、平成 27 年の目標を平成 24 年と比べ年間死傷者数を 9 %以上減少させることとして、「アンダー 9（ナイン）運動」と称して取り組むこととする。

特に、昨年の労働災害増加の要因は、昨年の 1 月から 3 月の間に休業 4 日以上の死傷者数が 380 人で一昨年同時期に比べ 44 人（13.1%）増と多発したことなどが挙げられるところであり、「年末・年始労働災害防止強化運動」に引き続き、本年の上半期（特に 3 月末まで）において労働災害防止の集中的取組を実施することとする。

### 2 共通重点実施項目

- ① 経営首脳者による安全衛生方針の表明と安全衛生パトロールの実施
- ② 安全衛生委員会や職場ごとの安全衛生会議の活性化
- ③ 安全衛生教育の効果的な実施
- ④ リスクアセスメントの積極的な推進
- ⑤ 危険予知、安全衛生提案制度、ヒヤリ・ハット活動等の活性化
- ⑥ 見える安全活動（※1）の効果的な実施
- ⑦ STOP！転倒災害プロジェクト 2015（※2）の推進
- ⑧ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑨ メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進

### 3 業種ごとの重点実施項目

#### [製造業]

機械へのはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

転倒災害防止対策の推進（STOP！転倒災害プロジェクト 2015）

#### [建設業]

三大災害（墜落・転落、倒壊・崩壊、建設機械等）の防止対策の推進

「第 57 回建設事業ノーダン運動」及び「えひめ建設安全の日」の労働災害防止活動の支援

[陸上貨物運送業]

荷役作業における安全対策の徹底

[第三次産業]

転倒災害防止対策の推進（STOP！転倒災害プロジェクト2015）

腰痛防止対策の推進

4 労働局及び労働基準監督署の具体的取組事項

- ① 労働災害発生状況を踏まえた監督指導等の実施
- ② 労働災害防止のポイント等をまとめた「アンダー9運動」周知資料の作成
- ③ 「アンダー9運動」の広報の実施
- ④ 各種の団体等への労働災害防止の要請
- ⑤ メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進

※1 「見える安全活動」とは、・・・

職場に潜む危険などは、視覚的に捉えられないものがあります。それらを可視化（見える化）すること、また、それを活用することによる効果的な安全活動を「見える」安全活動と言います。危険認識や作業上の注意喚起を分かりやすく周知でき、また、一般の労働者も参加しやすいなど、安全確保のための有効なツールです。

安全プロジェクトをご覧ください。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>

※2 STOP！転倒災害プロジェクト2015

休業4日以上労働災害で最も多い「転倒災害」防止を目指し、2月と6月を重点取組期間に設定して、職場における転倒リスクの総点検と、特設サイトの開設及び事業場への指導などにより、安心して働ける職場環境の実現を目指します。

「STOP！転倒災害プロジェクト2015」をご覧ください。

STOP！転倒